

成安造形大学

令和3年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

成安造形大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「成安」に基づく使命・目的及び学部の教育目的は、それぞれ学則に簡潔に明文化している。いずれも、大学の基本理念「芸術による社会への貢献」を反映したものであり、ウェブサイト等で学内外に公表・周知している。使命・目的及び教育目的を変更するに当たっては、教授会において意見を聴取し、理事会において審議・決定している。また、教育目的等を達成するため、中長期計画及び年度ごとの事業計画を策定し、諸施策を実施している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的及び教育目的を反映しており、その達成に向けて、必要な教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ウェブサイト等により周知している。入学者選抜は、慎重かつ公正に実施し、入学生を適切に確保している。学修支援については、学修と授業支援に関する方針・計画を立案し、教職協働により実施している。障がいのある学生に対しては、合理的配慮等の支援を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施するとともに、教職員のきめ細かな面接指導等により、休学及び退学等の防止に努めている。キャリア支援は、キャリアサポートセンターによる諸施策やキャリア教育科目の開講等により、適切に行っている。学生生活の安定に向けて、学生支援部を設置し、学修・生活指導、課外活動及び奨学金等の業務を行っている。学修環境について、校地・校舎の面積は設置基準を満たしており、図書館、講義室及び実習室等を適切に整備している。また、「授業評価アンケート」「学生実態・満足度調査」等を実施し、学生の意見、要望をくみ上げるシステムを整えている。

「基準3. 教育課程」について

基本理念「芸術による社会への貢献」及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学案内等で周知している。また、同ポリシーを踏まえた単位認定、進級及び卒業認定の基準等を適切に定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえた四つの方針で構成し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成し、シラバスは作成に当たっての方針に基づき、適切に整備している。また、単位制度の実質化を保つため、科目登録の上限を設定している。教養教育への対応として、共通教育センターを設置し、多様な知識・教養

の教授に努めている。芸術大学という特性から、実習科目においては合評を取入れている。三つのポリシーに基づき学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを定め、経年評価を行い、学生指導や学修支援等に活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐体制として副学長及び運営協議会並びに各種委員会を設置し、学長がリーダーシップを適切に発揮する環境を整備している。教授会は、学校教育法及び「成安造形大学教授会規程」等に基づき適切に運営し、十分機能している。職員配置についても、教学マネジメントの遂行に必要な体制を整えている。一方、教員については、設置基準に定める必要専任教員数を満たしており、採用・昇任については、「成安造形大学教育職員採用・昇任規程」に基づき、適切に行っている。FD(Faculty Development)については、学部長が座長を務める FD 委員会において決定した年間計画にのっとり、全体研修及び分科会研修を実施し、SD(Staff Development)については、内部及び外部研修を組合わせて、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。研究環境においては、領域研究室やクリエイティブサポート施設等の研究施設をはじめ、「特別研究助成」や「学長裁量予算」等により研究資源の支援を行っている。また、研究倫理に関する規則等を定め、コンプライアンス教育及び研究倫理教育に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○産官学連携などの知識や技能を有する「技能職員」を配置し、教員の科学研究費助成事業の申請及び受託研究事業のコーディネート等への支援体制をとっている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び組織倫理に関する諸規則を整備して、倫理規範にのっとり適切な運営を行っている。中長期経営計画に基づき継続的な活動を行う中、環境保全及び人権等への配慮についても、関係規則等に基づき適切に対応している。理事会は、寄附行為に基づき、意思決定の最高議決機関として適切に機能している。理事として学長を選任し、法人と大学の意思疎通と連携を図り、内部監査委員や監事による監査体制を整備して、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。また、理事、評議員及び監事の選任も適切に行っている。財務運営は、中長期経営計画に基づく財務計画を策定して行い、財務状況については、有利子負債があるが、その返済も計画どおり行っている。各種補助金や受託事業の推進等、外部資金の導入についても積極的に取り組んでいる。会計処理は学校法人会計基準等に基づき、適正に行っており、会計監査についても、公認会計士、監事及び内部監査委員の三者が連携し、厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を「成安造形大学質保証に関する規程」に定め、内部質保証のための恒常的な組織として質保証協議会を、また、教育情報における IR(Institutional Research)機能をつかさどる企画課を設置している。大学では、同規程に基づき、毎年、自主

的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をウェブサイトで学内外に公表している。学生の学修成果・教育効果を測定するため、三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを定め、休学・退学率、卒業率、就職・進学率及び単位修得状況等について調査・分析を行っている。以上の自己点検・評価に加えて、大学機関別認証評価及び産・官有識者による外部評価を行い、その結果を事業計画に反映している。大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みは十分機能している。

総じて、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教学組織、学修環境及び管理運営体制を整備し、適正な在籍学生数を確保して財務基盤の確立を図っている。三つのポリシーに基づく教育を実践し、内部質保証のための体制も構築している。また、地域の歴史及び文化を教育・研究のテーマに掲げていること、「芸術大学のキャンパス＝美術館」という発想から生まれた回遊式美術館である「キャンパスが美術館」は地域に対する大学の活動の周知、地域交流の場として更なる効果が期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「成安」に基づく使命・目的は学則第 1 条に、また、使命・目的に基づく学部の教育目的は学則第 2 条に、それぞれ簡潔に明文化している。使命・目的及び教育目的のいずれも、大学の基本理念「芸術による社会への貢献」を反映したものであり、毎年学生に配付している「成安手帖」やウェブサイト等で明示している。また、学部学科再編時には、使命・目的及び教育目的等の見直しについて検討を行うとともに、平成 30(2018)年に設置した質保証協議会において、適宜、人材育成目的及び三つのポリシーの見直しを行

っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を策定・変更するに当たっては、教授会において意見を聴取し、理事会において審議・決定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的等については、学則はもとより、ウェブサイト等さまざまな媒体に掲載し、学内外に周知している。

教育目的等を反映した中長期計画、事業計画及び事業報告については、電子掲示板システム「成安情報サービス」を通じて教職員に情報提供を行っている。また、三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映して策定しており、教育研究組織においても、6 領域 19 コースで構成する芸術学部芸術学科及び附属の教育研究機関等、教育目的の達成に向けて整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、他のポリシーとも一貫性を保った上でアドミッション・ポリシーを策定している。また、ウェブサイトでの掲載に加え進学説明会、高校訪問、美術予備校訪問などで積極的に周知活動を行っている。入学者選抜は、慎重かつ公正に実施し、入学生

を適切に確保している。留学生に対しては日本語能力試験 N2 レベルの確認を行い、授業で支障が出ないように配慮し、入学後も日本語学習を行う科目を設定している。学生の受入れに関しては収容定員を満たしており、適切に管理している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として「教務委員会」と「学生委員会」において教職員による協働体制を整備し、適切に実施している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援委員会」を設置し、入学から卒業まで一貫した支援体制を整備している。「留学生支援センター」では留学生の学修支援などを行っている。助手を各領域及び共通教育センターに配置するとともに、助手の補助的業務を担う「領域アシスタント」を配置し、学生のさまざまな問題に対しきめ細かい支援体制を整えている。また、全ての専任教員がオフィスアワーを設定し、学生に対応している。

授業を3回連続で欠席した学生に対しては、授業担当教員と教学課で連携をとりながら面談などの必要な対策を行い、離学者の減少に努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援に関しては、キャリアサポートセンターが中心となり、エントリーシート、履歴書などの添削、模擬面接など個々の事情に合わせた支援を行っている。「ポートフォリオ演習」や「キャリアデザイン概論」などの「キャリアデザイン科目」を設定し、学生のキャリア形成の向上を図っている。また、大学主催のインターンシップは参加企業・参加学生共に増加傾向にあり、教育課程内外を通じての支援体制を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援に関しては、教学課内に設置した「学生相談室」「保健センター」「留学生支援センター」が連携し、学生のメンタルケアやカウンセリングなどの学生サービスに努めている。また、教学課では、奨学金などによる経済的支援も行っている。学生の課外活動についても「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別研究助成）」や「セイアン近江楽座」等の地域と連携したプロジェクトを実施し、積極的に支援している。学生の意見・要望については、「学生実態・満足度調査」を実施し、学生の意見やニーズを把握し、更なるサービス向上に努めている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を十分に満たす校地・校舎面積を確保しており、余裕のある制作環境を整備している。また、実習施設として工房やコンピュータ室を複数整備し、授業だけでなく、学生の自主制作や課外活動にも有効に活用している。また、学食が午後7時まで営業しており授業終了後も利用可能である。新入生にはノートパソコンを無償貸与するなどの対応を行っている。附属図書館では一般図書に加え、美術やデザインの専門書を所蔵し、学生の制作活動や研究に役立てている。バリアフリーをはじめとする改修計画は整備計画を策定し、優先度の高い項目から順次整備を進めている。授業を行う学生数は、授業の性質を踏まえた検討・調整を行い、適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援の分析のために「授業評価アンケート」を年2回実施し、課題の発見や

改善につなげている。また、心身に関する健康相談ではメンタルケアやカウンセリングを担当する職員を配置し、必要に応じて学生委員会にフィードバックして改善策を検討している。「学生実態・満足度調査」を学生の実態や大学に対する要望や意見がつかめる重要な調査と位置付け、学生の意見を踏まえて無線 LAN 環境の充実などを行っている。「学生実態・満足度調査」は、実施頻度を 2 年に 1 回から毎年実施することを検討し、学生の意見や要望のくみ上げに努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

芸術大学としての地域貢献・研究など教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を策定している。単位認定・進級・卒業等の基準は「履修規程」等に定め、成績評価や到達目標、授業内容についても「学修案内 シラバス」に明記し、学生へ周知している。GPA(Grade Point Average)制度を活用し、成績優秀者の中から給付奨学生や特待生を選抜し支援している。既修得単位の認定、進級判定は教務委員会、卒業判定は教授会で審議し、その後学長が最終決定をしている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを四つの方針で構成し、いずれの方針もディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、「学修案内 シラバス」やウェブサイトで公表し、周知している。履修登録単位数の上限を設定し、学生にとって適切な学修時間の確保に努めている。

「学修案内 シラバス」については、教務委員会で作成に当たっての方針を決定し、各科目担当者から提出内容を教務委員が最終確認し、適正に整備している。

学生が多様な知識・教養を学ぶため、「共通教育センター」を設置し、多様な知識・教養の教授に努めている。

教授方法の工夫・開発を進めるために「成安造形大学 FD 委員会規程」を定め、教員の指導内容や方法の向上を図っている。また、芸術大学という特性から、ほとんどの実習科目で合評を取入れている。合評では教員だけでなく学生同士が意見や感想を述べ、領域によっては学年を超えた合同合評を行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うためアセスメント・ポリシーを定め、経年評価を行っている。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、「卒業生アンケート」などを実施し、結果の分析・改善を行うとともに、進級率や休学・退学率等学籍移動の状況や事由を共有し、学生指導や学修支援に活用している。定期的に各領域で「領域会議」を実施し、問題点の共有や改善を検討し、学生へ向けてフィードバックをしている。また、新入生に対してジェネリックスキル測定テストを実施し、社会人基礎レベルの把握に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長二人と学部長を置き、副学長については、「成安造形大学副学長規程」で組織上の位置付けを明確にし、担当する職務を定め業務を執行している。

使命・目的を達成するために運営協議会、教授会、専門の委員会を設置し、教学マネジメント体制を整備している。「成安造形大学教授会規程」で学長が決定するに当たって、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を定め、教授会の位置付けを明確にしている。

事務局に総務部、学生支援部、企画部の各部を設置し、役割を明確にして運営するとともに、教学マネジメント遂行上必要な事務組織、人員を整備している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用に当たっては、学長が必要性を判断し理事会へ提案しその承認を踏まえて、「成安造形大学教育職員採用・昇任規程」に基づく手続きを経て、原則、公募で行っている。また、昇任に当たっても同規則に定める基準に準拠した資格による選考を実施しており、適切に教員を確保し設置基準で定める必要専任教員数を配置している。

学部長を委員長とする FD 委員会を組織し、立案された計画に基づき FD 活動を展開し活動結果に基づく改善活動に取り組んでいる。FD 研修会への教員の出席率が高く、組織的な取り組みを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みとして、内部研修、外部研修を組合わせて SD を実施している。

内部研修については、教職員合同の研修会、職員だけの研修会を実施している。県内の障がい者支援団体と連携し、障がいのある学生に対する指導、支援の向上を図るための研修会を教職員合同で実施するなど、資質・能力の向上に力を注いでいる。

外部研修については、私立大学関係団体や民間事業者などが主催する研修会に、職員を積極的に派遣している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員の個人研究室及び領域研究室を設けるとともに、図書館、クリエイティブサポート施設等を整備し有効に活用している。また、教員の研究日として、週に 1 日校務を入れない日を設け、研究時間を確保している。

研究倫理の確立と厳正な運用を行うため、「公的研究費等取扱規程」「公的研究費等の不正使用防止等に関する基本規程」等を定め、公的研究費等に係るコンプライアンス教育、研究倫理教育を実施している。

研究活動への資源の配分については、関係規則等を整備し、個人研究費をはじめ、「特別研究助成」「学長裁量予算」等により行い、「技能職員」を配置して教員の研究活動を促進している。

〈優れた点〉

○産官学連携などの知識や技能を有する「技能職員」を配置し、教員の科学研究費助成事業の申請及び受託研究事業のコーディネーター等への支援体制をとっている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人京都成安学園寄附行為」及び関係法令に基づき、理事会、評議員会を開催するとともに、「学校法人京都成安学園管理運営規程」等の諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を適切に行っている。使命・目的の実現のために、「学校法人京都成安学園中長期経営計画」を策定し、継続的な活動を行っている。

法令等で定められている教育情報、財務情報等をウェブサイトに公開している。「学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程」「成安造形大学人権委員会規程」「学校法人京都成安学園個人情報保護に関する規程」「成安造形大学危機管理規程」等の諸規則を整備し、環境保全、人権保護、安全配慮に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう「学校法人京都成安学園寄附行為」に基づき理事会において重要事項を決定するとともに、意思決定を補佐する法人本部が機能している。寄附行為に基づき理事の選任を適切に行っているとともに、事業計画に基づく運営を適切に行っている。理事の理事会への出席率は良好であり、欠席時における委任状の取扱いも適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会に大学の教学及び管理運営を統括する学長が理事として出席し、教学上の重要事項を付議することで法人及び大学との意思疎通と連携を円滑に行っている。

内部監査委員会による監査、監事による監事監査及び公認会計士である独立監査人による監査を通じてチェックする体制を整備しており、理事長がリーダーシップを発揮するた

めの内部統制環境を整えている。「部課長会」や「領域共通教育センター」の会議を通じて、教職員の意見をくみ上げる仕組みを形成している。法人本部と大学事務局の間で情報共有がなされており、法人本部の担当部長と大学事務局の総務部長を兼務とすることで、相互にチェックする体制となっている。

監事は寄附行為に基づき、適切に選任されている。評議員は寄附行為に基づき、適切に選任されており、評議員会への出席も良好であり、欠席時の委任状の取扱いも適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、10 か年を期間とする法人の中長期経営計画をもとに財務計画を策定して行っている。毎年度の予算は、この財務計画を踏まえ、理事会が定める予算編成基本方針に基づいて編成している。

財務状況については、有利子負債が多いが、学生を確保するとともに、人件費の適正化や負債の返済計画の抜本的な見直し等による改善を続けており、負債の返済も計画どおり進んでいる。

外部資金の導入については、各種補助金や受託事業による資金の獲得や科学研究費補助事業等の競争的資金の取得のため、教員に対する啓発活動を積極的に実施している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人京都成安学園経理規程」「学校法人京都成安学園経理規程細則」等に従って適正に行っている。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づいて、公認会計士により厳正に実施している。監事による会計監査は業務監査と併せて行っている。公認会計士による会計監査時には、公認会計士、監事及び内部監査委員長の三者の間で情報交換を実施し連携を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証システムの構築に向けて、平成 30(2018)年度に「成安造形大学質保証に関する規程」を定め、第 1 条にその方針を明示している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として、同規程第 3 条に基づき、自己点検・評価の実施及び改善方策の検討並びに質保証を実現する体制の整備・検証等に取り組む質保証協議会を設置している。なお、同協議会は、学長を議長とし、副学長、学部長及び教務委員長等で構成しており、内部質保証のための責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「成安造形大学質保証に関する規程」に基づき、組織、教育研究活動、学生の受入れ、修学・進路支援、教育研究環境の整備及び管理運営・財務等に関する事業について、当年度事業計画をもとに、毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。令和 2(2020)年度においては、アセスメント・ポリシーに基づき、質保証協議会において、休学・退学率、卒業率、就職率、学位授与数及び GPA 等の調査分析を行っている。なお、自己点検・評価の結果については、同協議会の検証を経て、理事会に報告を行うとともに、ウェブサイトで公表し、学内外のステークホルダーと情報を共有している。また、教育情報の一元化・共有化・活用促進を図ることを目的として、IR 機能をつかさどる企画課を設置し、調査・データの収集及び分析を行う体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、学修成果及び教育効果に係るアセスメント・ポリシーを設定し、入学時、在学中及び卒業時における測定結果を分析して、内部質保証に向けた課題の抽出及び検討を行っている。この検討結果及び当年度事業計画の点検・評価結果をもとに次年度の事業計画を策定しており、三つのポリシーを起点とした内部質保証の結果については、教育の改善・向上に反映されていると言える。また、質保証協議会による自己点検・評価、大学機関別認証評価、更には令和 2(2020)年度に新設した産・官有識者による外部評価等の結果をもとに PDCA サイクルを展開し、事業計画に反映させている。中長期計画の達成に向けて、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 社会貢献活動

- A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動
- A-1-② 社会貢献活動の体制と地域社会とのかかわり

A-2. 未来社会デザイン共創機構

- A-2-① 未来社会デザイン共創機構の社会貢献活動・運営体制
- A-2-② 未来社会デザイン共創機構と地域社会とのかかわり

A-3. 附属近江学研究所

- A-3-① 附属近江学研究所の社会貢献活動・運営体制
- A-3-② 附属近江学研究所と地域社会とのかかわり

A-4. 地域連携推進センター

- A-4-① 地域連携推進センターの社会貢献活動・運営体制
- A-4-② 地域連携推進センターと地域社会とのかかわり

A-5. 「キャンパスが美術館」

- A-5-① 「キャンパスが美術館」の社会貢献活動・運営体制
- A-5-② 「キャンパスが美術館」と地域社会とのかかわり

A-6. その他 地域社会とのかかわり

- A-6-① 地域で学ぶ実践的カリキュラムの構築
- A-6-② 教員免許状更新講習

A-6-③ 地域へのキャンパス開放

【概評】

建学の精神、校訓及び基本理念に基づき、「未来社会デザイン共創機構」「附属近江学研究所」「地域連携推進センター」「キャンパスが美術館」を設置して特色ある社会貢献活動の体制を整備・推進している。令和 3(2021)年 4 月に設置した「未来社会デザイン共創機構」は、学生の研究活動の活性化を目的とし、「SEIAN ドリームプロジェクト（学生特別研究助成金）」等の企画が進行している。「未来社会デザイン共創機構」の運営に当たっては、助教を配置して各種の企画を積極的に推進している。

「芸術による社会への貢献」を実践する施設である「附属近江学研究所」では、近江地域（滋賀県）が持つ固有の文化遺産や風土を検証する学問に新しい価値観を創造して 21 世紀の社会に積極的に提案し、教員や学生による研究を通じた特色ある地域貢献活動となっている。地方自治体や地域企業とともに、さまざまな連携授業プロジェクトを展開していくことで、学生のスキルアップや連携企業の発展及び地域社会全体の活性化に貢献し、地域から期待されている。

芸術大学のキャンパスが美術館という発想から生まれた「キャンパスが美術館」は在学生・教員・卒業生に成果発表の場を提供し、大学の活動を広く地域に認知させるとともに地域交流の場として機能している。

その他、現在進行形で行われている取組みとしては、SDGs に関連した取組みや大学沿線の活性化、美術館のリニューアル、地域の芸術祭、オーガニックカフェのリニューアルなどがある。地域から依頼され、学生主体で積極的に地域貢献プロジェクトを行うことで、学生が授業だけでは得られない多くの学びと能力を身に付けることを今後の成果として期待したい。